

# 妊娠した歯科医師への診療予約を入りにくくした行為などが不法行為に該当するか争われた事例

中央大学教授

遠藤研一郎 Kenichiro Endo

東京高裁令和5年10月25日判決

【原判決一部変更、一部却下】

令和5年(ネ)2029号

労判1303号39頁

## I 事実の概要

原告は、女性の歯科医師（以下「X」という。）であり、被告は、歯科医院（以下「本件歯科医院」という。）を経営する医療法人（以下「Y1」という。）及びその代表理事（以下「Y2」という。）である。

XはY1と、令和元年5月1日に労働契約を締結し、歯科医師として本件歯科医院で勤務していた。Xが妊娠をし、令和2年9月18日、妊娠した旨をY2に報告するとともに、つわりがひどく、勤務が難しいことを理由として、翌日から休職したいと申し出て、翌日から同年10月31日までほぼ休職をした。同年11月1日、Xは復職を果たしたが、休職中の対応等をめぐってY2と対立し、関係が悪化した。Xは、再び体調を崩したことから、令和3年1月22日から同年3月29日まで、神経性胃炎等を理由に再び休職し、同月30日から産前休業に入り、同年5月14日に出産して産後休業に入り、同年7月10日から育児休業に入った。その後、令和4年5月14日になると、Xは、育児休業から復帰し

て就労する意思を示したが、Y1に安全配慮義務違反があることを理由に労務を提供しなかった。

Xは、①令和2年9月18日～同年12月29日にかけて、Y2から原判決別紙1「不法行為一覧表」（合計72項目）記載のとおり不法行為を受けたとして、Y2に対しては民法709条に基づき、Y1に対しては医療法46条の6の4、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78条に基づき、336万円あまりの支払いを、②Y1において安全配慮義務が果たされておらず、Xは育児休業終了後も労務の提供ができないとして、Y1に対して、未払賃金48万円あまり及び令和4年7月以降毎月15日限り88万円あまりの支払いなどをそれぞれ求め、提訴した。

原審（東京地裁令和5年3月15日労判1303号53頁）は、Xの請求のうち、①に関しては、Xの主張する72項目のうち大半の行為については不法行為を否定する一方、令和2年11月下旬から12月中旬までの診療予定表に入力されたXの診療予定時間を延長するなどして診療予約を入りにくくした等の4つの行為について不法行為の成立を認めたものの、いずれにせよ給与の最低保証額が適用されるため、逸失利益はないものとした。また、慰謝料も否定した。これに対し、②については、Y1の安全配慮義務違反を認めた上で、民法536条2項の帰責事由がY1に認められるものとして、Xの主張を容認